

## 調査研究等成果の概要、所見

日 時	平成28年8月16日～18日
場 所	熊本県阿蘇郡南阿蘇村役場、西原村、益城町他
目 的	熊本地震の状況及び、震災後の取組み状況について
視察内容	南阿蘇村役場における、熊本地震への対応について 南阿蘇村、西原村、益城町の被災地視察並びに仮設住宅の視察

### 概 要

#### ●南阿蘇村

4月14日(木)に震度5弱、16日(土)に震度6強、その後も余震が続いている。人的被害は、死亡者17名、負傷者147名にのぼり、被害家屋は、2300棟以上である。インフラについては、断水が8月現在で692世帯、道路は、国道57号が阿蘇大橋の崩落、土砂災害で通行止め、県道28号がトンネル崩壊、土砂災害のため通行止め、県道147号が土砂災害、道路面崩壊のため通行止め、その他村内の生活道路がいたるところで損壊している。

避難者の状況は、一時避難所に68名、二次避難所に543名である。また、被災証明書の累計発行数は、2384件にのぼっている。さらに、被災建築物応急危険度判定が累計2062件、生活再建に関する申請が1960件、損壊家屋の解体・撤去の申請数が316件あった。

応援体制は、自衛隊(5月20日で終了)、警察、消防による現地活動、国土交通省による現地調査、各都県市町からの応援職員による災害対策本部及び、避難所の運営支援等であり、議会は災害対策本部には入らず、特別委員会を設置しての対応である。

復旧・復興の現況と課題としては、道路河川等の災害復旧・砂防事業・応急仮設住宅供給・みなし仮設の申請(以上建設課)、水道断水の解消・災害がれき処分・損壊家屋の解体(以上環境対策課)、被災者への健康支援対策・国保等の免除申請(以上健康推進課)、避難所閉鎖・生活再建(以上住民福祉課)、農地等の災害復旧・被災農家支援(農政課)、義援金配分(会計課)、罹災証明書発行・税の減免免除(総務課、税務課)、復興計画策定・損害避難者への対応(以上復興推進室)である。

## 所 見

大規模な被害を与えた震災に対応するために、南阿蘇村においても直ちに災害対策本部が設置され、国、県、全国の自治体の支援の下、全庁あげて被災者の支援、インフラ等の復旧に取り組んでいる。被災地域の住民においても懸命の努力を続けている。

将来、南海・東南海地震を控える本市においても、地震への対策、豪雨による二次被害防止策等について防災対策を再確認し、推進していかなければならない。議会としても、執行部の進める震災対策について、議会の立場から協力し、連携して防災対策の向上に努めなければならない。

特に印象に残ったのは、村職員の過重な負担である。自らも被災していながら、住民のストレスのはげ口となり、自ら命を絶った職員もいたようである。職員負担の軽減策についても今から考えておかなければならない。

西原村、益城町においては、視察の受け入れができないとのことで、車窓や徒歩で被災地を視察した。直下型の地震の威力はすさまじく、家具の固定程度では人的被害を防ぐのは無理であり、家屋の耐震化が必要と感じた。本市においてもこれまで以上に耐震化を推進していく必要がある。